



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 8月19日金曜日 第1686号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更（3件）..... 831
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... 832
 地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公
 示..... 832
 保安林の指定の解除..... 832
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間（2件）..... 832
 開発行為に関する工事の完了..... 833
 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... 833
 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... 833

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 834

毒物劇物取扱者試験の合格者..... 834
 交通管制センター中央装置の借入れ..... 835

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党が政
 見放送を行うことができる一般放送事業者及び回数決定..... 835

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示
 及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する
 協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1543号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年 8月19日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地 変更前	変更後	
38000300141112	介護サービス野の花有限公司	北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	二宮 真佐美	児童居宅介護	介護サービス野の花有限公司	北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	宇和島市柿原甲41-1第2コーポあべ103号室	平成17年7月20日

○愛媛県告示第1544号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年 8月19日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地 変更前	変更後	
38000100151113	介護サービス野の花有限公司	北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	二宮 真佐美	身体障害者居宅介護	介護サービス野の花有限公司	北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	宇和島市柿原甲41-1第2コーポあべ103号室	平成17年7月20日

○愛媛県告示第1545号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成17年 8月19日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所			届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地 変更前	変更後	
38000200173116	介護サービス野の花有限公司	北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	二宮 真佐美	知的障害者居宅介護	介護サービス野の花有限公司	北宇和郡鬼北町大字内深田1248番地2	宇和島市柿原甲41-1第2コーポあべ103号室	平成17年7月20日

○愛媛県告示第1546号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成17年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス愛媛大洲店
大洲市東若宮18-1他2筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和情報サービス株式会社
東京都台東区上野7丁目14番4号
ロイメント上野ビル5階
代表取締役社長 坂倉 正宏
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階
代表取締役社長 宇野 正晃
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年3月30日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,859平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
77台
イ 駐輪場の収容台数
58台
ウ 荷さばき施設の面積
91.0平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
12.6立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成17年 7月29日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1547号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成17年度の事業計画及び調査成果のシステム化の実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

平成17年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
宇和島市	岩松の一部 近家の一部	平成18年3月31日まで "	地籍調査 数値情報化

○愛媛県告示第1548号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松山市神浦3520の4、3521の5、3521の6
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1549号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成17年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成17年 8月19日から 9月1日まで

○愛媛県告示第1550号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように

定める。

平成17年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成17年 8月19日から 9月 1日まで

○愛媛県告示第1551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建（開）第25号 平成17年 8月 5日	伊予郡松前町大字西古泉字寿419番4、419番5	松山市久米窪田町909番地1 アイディール久米A102号 大口 浩美、大口 美紀
17松局建（開）第26号 平成17年 8月 8日	伊予市森字鹿島甲645番1	伊予市下吾川1514番地2 岡部 淳、岡部 真知子
17松局建（開）第27号 平成17年 8月 8日	伊予郡砥部町高尾田103番2、104番2、121番1、121番8及び121番12	伊予郡砥部町高尾田866番地7 ランドコーポレーション株式会社 代表取締役 田 中 大 丈
17四土（開）第13号 平成17年 8月 4日	四国中央市寒川町字神ノ木35番5、175番、176番及び178番1並びに同市具定町字倉之内447番2、678番4、680番、681番、683番1、683番2、684番3、684番4、717番、678番4地先農道及び678番4地先水路	香川県高松市円座町1001番地 株式会社マルナカ 代表取締役 中 山 芳 彦

○愛媛県告示第1552号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成17年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
久第14号	上浮穴郡久万高原町久万571番地1	上浮穴地区食品衛生協会	上浮穴郡久万高原町久万571番地1 松山中央保健所久万支所内	平成17年 3月31日

○愛媛県告示第1553号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成17年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
八第8号	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	西宇和郡伊方町	売りさばき所 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場 西宇和郡伊方町九町1番耕地1800番地6 伊方町町見出張所	売りさばき所 同町役場 同町町見支所	平成17年 4月 1日
八第19号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 西宇和郡伊方町湊浦1098番地1 伊予銀行伊方支店	売りさばき所 西宇和郡伊方町湊浦1098番地第1 伊予銀行伊方支店	平成17年 4月 1日
八第9号	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	西宇和郡伊方町	売りさばき人 西宇和郡伊方町 売りさばき所	売りさばき人 西宇和郡瀬戸町 売りさばき所	平成17年 4月 1日

			西宇和郡伊方町三机乙3003番地 6 伊方町瀬戸総合支所	同町役場	
八第 10号	西宇和郡伊方町湊浦1993番地 1	西宇和郡伊方町	売りさばき人 西宇和郡伊方町 売りさばき所 西宇和郡伊方町三崎692番地 伊方町三崎総合支所	売りさばき人 西宇和郡三崎町 売りさばき所 同町役場	平成17年 4月1日
八第 20号	松山市南堀端町 1 番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 西宇和郡伊方町三崎1169番地 伊予銀行三崎支店	売りさばき所 西宇和郡三崎町三崎1169番地 伊予銀行三崎支店	平成17年 4月1日
三崎 第 1 号	西宇和郡伊方町三崎511番地	三崎高等学校 P . T . A	売りさばき人 西宇和郡伊方町三崎511番地 三崎高等学校 P . T . A 売りさばき所 西宇和郡伊方町三崎511番地 三崎高等学校内	売りさばき人 西宇和郡三崎町三崎511番地 三崎高等学校 P . T . A 売りさばき所 西宇和郡三崎町三崎511番地 三崎高等学校内	平成17年 4月1日
久第 12号	上浮穴郡久万高原町久万542 番地 4	久万高原交通安全協会	売りさばき人 上浮穴郡久万高原町久万542番地 4 久万高原交通安全協会 売りさばき所 上浮穴郡久万高原町久万542番地 4 久万高原警察署内	売りさばき人 上浮穴郡久万高原町久万542番地 4 上浮穴交通安全協会 売りさばき所 上浮穴郡久万高原町久万542番地 4 久万警察署内	平成17年 4月1日
三第 2号	四国中央市三島金子二丁目 4 番23号	うま農業協同組合	売りさばき所 四国中央市金生町下分2550番地 2 うま農業協同組合金生支店	売りさばき所 四国中央市金生町下分2550番地 2 うま農業協同組合金生町支店	平成16年 8月2日
三第 26号	四国中央市三島金子二丁目 4 番23号	うま農業協同組合	売りさばき所 四国中央市土居町中村1097番地 うま農業協同組合土居中央支店	売りさばき所 四国中央市土居町中村1097番地 土居町中央支店	平成16年 8月2日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年 8月 8日	特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ	松 田 博	愛媛県松山市室町74番地 2	この法人は、難病をもつ子供たち及びその家族を支援し、もって不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成17年 7月29日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成17年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

一般

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
5	15	19	21
23	28	32	37

41	42	48	53
58	65		

農業用品目

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1	3	15	24
26	31	34	41
45	58	60	81

91	92	94	95
97	101	106	109
112	113		

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

交通管制センター中央装置の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

交通管制センター中央装置一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成18年 3月 1日から 3月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県警察本部交通部交通規制課交通管制センター
（第二庁舎内）

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に障害が発生した場合の迅速なメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課交通安全施設係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線 2273

(2) 入札書の受領期限

平成17年10月4日（火）午後1時30分

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成17年10月4日（火）午後1時30分

愛媛県警察本部 大会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased:
Traffic Control Center Main Controller, 1 set

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 4 October, 2005

(3) For further information, please contact: Department
Road Safety Institution, Finance Division, Police affairs
Department, Ehime Prefectural Police Headquarters,
2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573
Japan

TEL 089 934 0110 Ext 2273

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

平成17年9月11日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及びその回数は、次のとおりとする。

平成17年 8月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

届出候補者の数	区 分	一般放送事業者	政見放送の回数
1人又は2人	テレビジョン放送	株式会社テレビ愛媛	1回
	ラ ジ オ 放 送	南海放送株式会社	1回
3人から5人まで	テレビジョン放送	株式会社テレビ愛媛	1回
		株式会社あいテレビ	1回
	ラ ジ オ 放 送	南海放送株式会社	1回